

平成15年2月13日
農林水産省

WTO農業交渉モダリティ1次案の概要

注：[]内は数字の例示や選択肢を示すといった目的で使われている。

1. 市場アクセス

(1) 関税

- ・全農産物の単純平均により[5]年間で以下の方式により削減する。
 - [90]%より高い関税は、平均[60]%、最低[45]%
 - [90]%以下で[15]%より高い関税は、平均[50]%、最低[35]%
 - [15]%以下の関税は、平均[40]%、最低[25]%
- ・加工品の関税がその非加工品よりも高い場合には、加工品の関税を非加工品よりも大幅に削減する。
- ・非従価税については、[1999-2001]年の外部基準価格により従価税相当量を算出する。

(途上国)

- ・先進国は、熱帯産品の完全な貿易自由化を含む途上国の関心品目に対するアクセス改善を通じ、途上国のニーズに十分な関心を払う。
- ・途上国は、食料安全保障等の観点からの戦略的品目を指定し、それ以外の品目については、単純平均により[10]年間で以下の方式により削減する。
 - [120]%より高い関税は、平均[40]%、最低[30]%
 - [120]%以下で[20]%より高い関税は、平均[33]%、最低[23]%
 - [20]%以下の関税は、平均[27]%、最低[17]%
- ・途上国の戦略的品目は、単純平均により[10]年間で平均[10]%、最低[5]%削減する[特別セーフガードの対象とした品目を除く。]

(2) 特惠制度

- ・特惠受益途上国の輸出上重要な品目に対する特惠に影響を与える関税削減については、特惠の供与国は[5]年間の代わりに[8]年間で実施することができる。当該品目は、当該途上国の全商業輸出の最低[25]%を占めるものとする。

(3) 関税割当

(1) 関税割当数量

- ・最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[10]%に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[12]%に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[8]%に止めることができる。
- ・最新の国内消費量は1999-2001年又は最新の3カ年平均とする。
- ・関税割当数量の拡大は[5]年間で毎年等量に実施する。

(途上国)

- ・戦略的品目については関税割当数量の拡大を要求されない。
- ・その他の品目については、最終譲許の関税割当数量が国内消費量の[6.6]%に満たない場合には、同割合まで拡大する。
- ・関税割当対象品目の4分の1を上限として、同数の品目について数量を[8]%に拡大することを条件に、一部の品目について数量の拡大を[5]%に止めることができる。
- ・関税割当数量の拡大は[10]年間で毎年等量に実施する。

(2) 枠内税率

- ・加工・未加工を問わない熱帯産品及び麻薬となる不法作物等からの転作にとって特に重要な品目に対する枠内無税の供与を除いて、枠内税率の削減を求められない。

(途上国)

- ・途上国は、枠内税率の削減を求められない。

(4) 関税割当運用

- ・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。

(5) 特別セーフガード

・先進国に対しては適用を[更なる関税削減の実施期間の終了時に][更なる関税削減の実施期間の終了後の[2]年後に]停止する。

(途上国)

・[戦略的作物以外に適用される関税削減を行った]戦略的品目に対しては、途上国は特別セーフガードを適用し得る。

(6) 輸入国家貿易企業

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。

(7) その他の市場アクセス問題

・概観ペーパーに明示された非貿易的関心事項及びその他の市場アクセス問題については、更に検討する。

2. 輸出競争

(1) 輸出補助金

・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに70の水準、2年目の初めに49の水準等として段階的に削減し、6年目の初めに撤廃する。

・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、10年目の初めに撤廃する。

(途上国)

・輸出補助金約束の対象となる全農産物の最終譲許金額の最低[50]%に至るまで積み上げた農産物の各品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに75の水準、2年目の初めに56の水準等として段階的に削減し、11年目の初めに撤廃する。

・残りの品目については、金額と数量の最終譲許水準(100)を、1年目の初めに80の水準、2年目の初めに64の水準等として段階的に削減し、13年目の初めに撤廃する。

(2) 輸出信用

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。

(3) 食料援助

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。

(4) 輸出国貿易企業

・更なる検討を行うものとして一定の規律に服する。

(5) 輸出制限・輸出税

・食料に対する新たな輸出禁止、輸出制限、輸出税の賦課は、ガットの規定に基づくものを除いて禁止する。

(途上国)

・途上国に対しては、農業協定12条(輸入制限の際の通報等)の規律及びガットの関連条項を引き続き適用する。

3. 国内支持

(1) 緑の政策

・一定の改定を条件として、農業協定付属書2(緑の政策の要件)の条項を維持する。

(途上国)

・農業協定付属書2について一定の拡大を行う。

(2) 農業協定6条2項

・農業協定6条2項(途上国に対する国内支持削減の例外)を維持した上で一定の拡大を行う。

(3) 青の政策

・青の政策は、[1999-2001年の通報水準で上限を設け、その水準で譲許した上で、毎年等量で5年間に[50]%削減する][現行の総合AMSに算入する]。

(途上国)

・毎年等量に[10]年間で[33]%削減する。

(4) 黄の政策

・総合AMSにより毎年等量で[5]年間で[60]%削減する。

・品目毎のAMSは、[1999-2001]年平均の水準を上回らないこととする。

(途上国)

- ・毎年等量に[10]年間で[40]%削減する。

(5) デミニミス

- ・先進国の現行5%のデミニミスは、[5]年間で毎年[0.5]%ずつ削減する。

(途上国)

- ・途上国の現行10%のデミニミスは維持する。

4. 後発開発途上国

- ・上記に加えて、後発開発途上国は削減約束を求められない。
- ・先進国は、後発開発途上国からの全輸入に対して無税・無枠を供与する。

5. その他

(1) 新規加盟国

- ・[新規加盟国は、農業協定上の加入約束の完全実行後[2]年後に、追加的な約束の実施を開始することができる。]

(2) その他

- ・島嶼国、脆弱国、移行国等特定のグループに対する追加的な柔軟性のあり方について更に検討する。

6. むすび

- ・本1次案は、2003年2月24～28日の農業委員会特別会合での交渉を踏まえて改定し、改定された2次案は、同年3月24～31日の特別会合の前に配布される。

(問合せ先)

総合食料局国際部国際経済課 遠藤
03-3502-8111 (代表) 3271 (内線)
03-3501-4079 (直通)